

平成19年10月12日の設立総会の承認を受け

「鉢塚・緑丘地区コミュニティ推進協議会」が発足しました。

当協議会は、「池田市地域分権の推進に関する条例」に基づき、小学校区内の住民や団体等で構成されます。当協議会は、地域の課題を収集し解決のため市民が納めた税金の一定額を、市に対して予算提案権があります。予算提案は、市の審査を受け議会に提出、決議・承認を得て実施できます。実施事業は評価書を作成、議会に報告し市民に公表されます。

【 目 的 】

鉢塚・緑丘地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで安全な住みやすい地域づくりに寄与することを目的としています。

【 活 動 】

目的を達成するために、次の事業を行います。

- ①地域住民の健康と福祉の増進、及び生活環境の保持と改善向上に関すること。
- ②地域住民の文化、教養の向上及び住民相互の交流、親睦、レクリエーション等の実施に関すること。
- ③児童、青少年の健全育成に関すること。
- ④防災、防火、防犯に関すること。
- ⑤その他目的達成のために必要な事業に関すること。

【 部 会 】

目的・活動を達成するために次の部会を置きます。部会は事業計画及び予算の策定・審議を行います。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ①福祉健康部会 | － 健康と福祉の増進と改善・向上を図る |
| ②文化レクリエーション部会 | － 住民相互の交流・親睦・レクリエーション等の実施を図る |
| ③青少年育成部会 | － 児童・青少年の健全育成を図る |
| ④防災防犯部会 | － 防災・防火・防犯意識の向上を図る |

【 会 員 】

鉢塚・緑丘地区コミュニティ推進協議会は、会員により構成されます。

会員資格は、鉢塚・緑丘地区に居住する市民他で、届出により承認・委嘱を受けるものとします。

ご意見・ご希望をお寄せ下さい。（鉢塚会館の仮設の受付箱に投函下さい。）

氏 名 _____ 鉢塚・緑丘 _____ 丁 目 _____ 番 号 (〇 _____)

(住所・氏名の記入を忘れずお願い致します。)